

## 岩見沢市ホームページ広告取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、岩見沢市有料広告掲載実施要綱(平成18年9月1日施行)(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、岩見沢市ホームページ(以下「ホームページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の範囲)

第2条 要綱第4条の基準については、掲載する広告のほか、リンク先のホームページにも適用する。

### (広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページにおいて、岩見沢市が指定する位置とする。

### (広告の枠数、規格及び制限)

第4条 掲載する広告はバナー広告とし、広告の枠数、規格及び制限については岩見沢市が指定するものとする。

2 バナー広告は、岩見沢市が指定する規格、制限に基づき広告主が作成する。

### (広告内容等の変更)

第5条 リンク先のホームページについて大幅な変更を行う場合は、変更の1週間前まで申し出るものとする。

2 変更後のホームページの内容が要綱第4条の基準を満たさない場合は、市は広告主に対してリンク先のホームページの変更を求めることができる。

### (広告掲載の取消)

第6条 前条の規定による変更を広告主が行わない場合は、市は広告の掲載を中止することができる。

2 前項により市が広告の掲載を中止した場合は、広告掲載料は返還しない。

### (広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、月の初日から末日までの1ヶ月単位で最長1年とする。ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

(広告期間内の障害の発生について)

第8条 広告掲載期間内に、市のサーバ等のメンテナンス以外の理由で24時間以上ホームページを閉鎖したときは、要綱第12条により市は速やかに広告主に報告する。

2 前項によるホームページを閉鎖した場合は、要綱第13条により代替措置を取る。

3 前項による代替措置が取ることができない場合は、要綱第11条により広告掲載料の返還を行う。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、掲載された広告や広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告に関連して、第3者から、損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決する。

(その他)

この要領に定めるもののほか、ホームページの広告の掲載に関し、必要な事項は総務部長が定める。

附則

この要領は、平成19年9月3日から施行する。

附則

この要領は、平成22年8月17日から施行する。